

日本法人 X は、甲国法人 Y との間で、Y の製品の日本における独占的販売代理店契約(「本件契約」)を締結した。契約期間は 2 年とされ、一方が相手方に更新拒絶の通知をしないかぎり、2 年間ずつ自動的に延長されることとされていた。本件契約は、電子メールにより締結され、「本件契約に関して生ずる一切の紛争は、甲国の裁判所において甲国法の下で解決し、その他の国の裁判所は管轄権を有しないものとする」との条項(「本件管轄条項」)が置かれている。最初の 2 年の存続期間が経過しようとする頃、Y は、X の販売努力が足りないとして、X に対し、本件契約の更新拒絶(「本件更新拒絶」)の通知を甲国から発送した。さらに、Y は、日本法人 Z との間で、Y の製品の日本における独占的販売代理店契約を締結し、日本国内での販売を再開した。以上の状況下において、次の各小問に答えなさい。それぞれの小問は、互いに独立しているものとする。

(1) X は、本件更新拒絶は正当な拒絶事由がなく無効であると主張し、Y を相手取って、X が本件契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める仮処分命令を日本で申し立てた。日本に国際裁判管轄が認められるか、反対説にも言及しつつ論ぜよ。(期末試験総点 80 点中 20 点)

(2) X は、本件更新拒絶は、正当な拒絶事由がなく違法であると主張し、Y を相手取って、不法行為にもとづく損害賠償を請求し、日本で訴えを提起した。日本に国際裁判管轄が認められるかはどのように判断されるべきか論ぜよ。なお、民事訴訟法 3 条の 9 の検討は要しない。(期末試験総点 80 点中 20 点)

(3) X は、本件契約上の権利が Z により侵害されていると主張して、Z を相手取って、Y の製品を販売することの差止めを請求し、日本で訴えを提起した。日本に国際裁判管轄が認められるか。なお、民事訴訟法 3 条の 9 の検討は要しない。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(4) X は、本件更新拒絶は、正当な拒絶事由がなく無効であると主張し、Y を相手取って、債務不履行にもとづく損害賠償を請求し、甲国において訴えを提起した。この状況下で、以下の各枝問に答えなさい。

(i) Y は、日本に土地を所有しており、X は、Y に対する損害賠償請求権を被保全債権として、Y の所有土地に対する仮差押え命令を日本で申し立てた。日本に国際裁判管轄が認められるか。なお、甲国と日本の間には、「相互の保証」(民事訴訟法 118 条第 4 号)がないものとする。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(ii) 甲国の受訴裁判所は、X の販売努力が足りなかったという Y の主張の当否を判断するために、日本に所在する日本人 Z の証人尋問を行いたいと考えている。ところが、Z は、甲国の裁判所に出頭することを拒否している。Z の証人尋問の可否と方法を説明しなさい。(期末試験総点 80 点中 15 点)